

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年9月20日)

【 件 名 】

■新型コロナウイルス感染症への対応について

(感染症対策課) . . . 2

福 祉 保 健 部

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年9月20日
感染症対策課

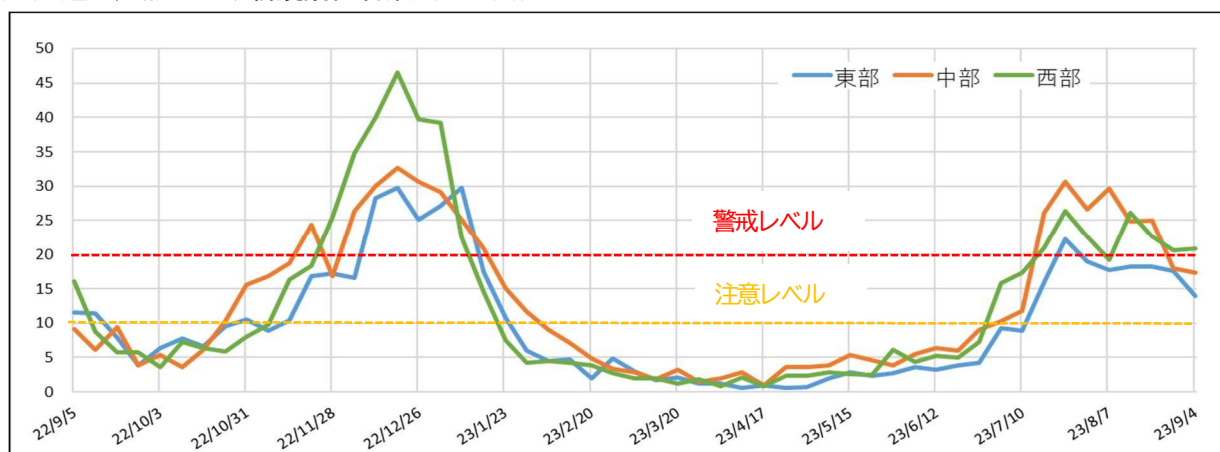
7月から全県で患者数が急増した新型コロナ感染症については、週・定点当たりの患者数は、7月下旬をピークに減少傾向にはあるものの、下げ止まり、依然として高い状況が継続しています。夏休み後の学校再開により学校の臨時休業事例が多く発生しており、9月に入り10代以下の患者数は増加しています。

入院者数は、8月中旬から下旬にかけて増加、8月の終わりには中等症Ⅱ以上の患者数が一時的に増加したものの、9月以降は徐々に減少傾向です。なお、高齢者施設や医療機関での集団感染事例は継続して発生しているため、引き続き入院者数の動向を注視しています。

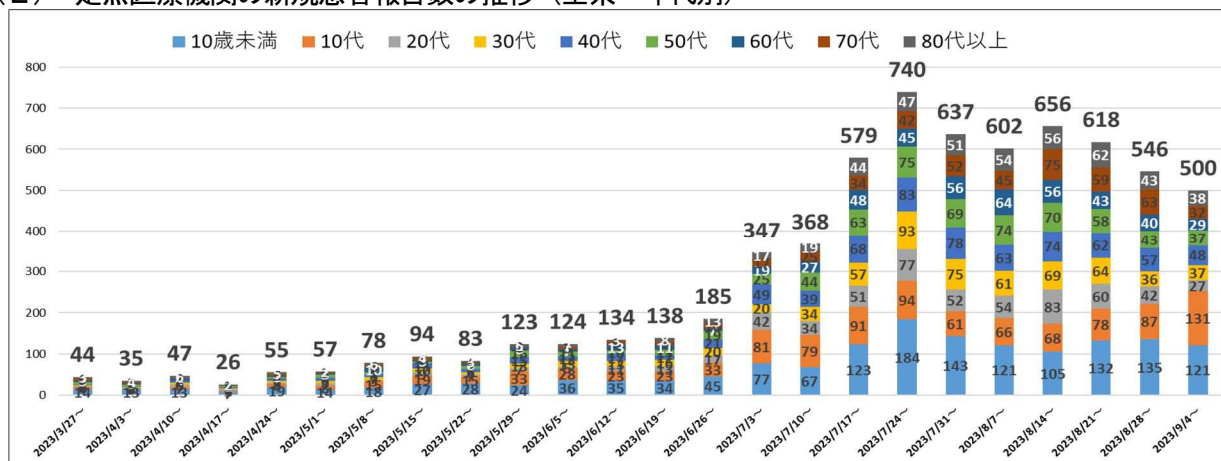
10月以降は、新型コロナの医療体制等が新たな段階に移行しますが、今後も感染動向に引き続き注意し、感染動向に応じた対応を行っていきます。

1 県内における感染状況

(1) 週・定点当たり新規陽性者数（地区別）

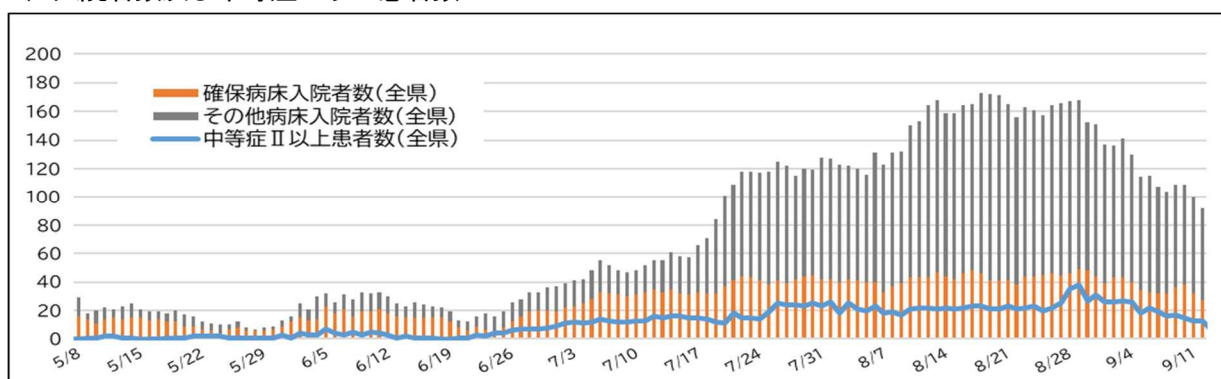


(2) 定点医療機関の新規患者報告数の推移（全県・年代別）

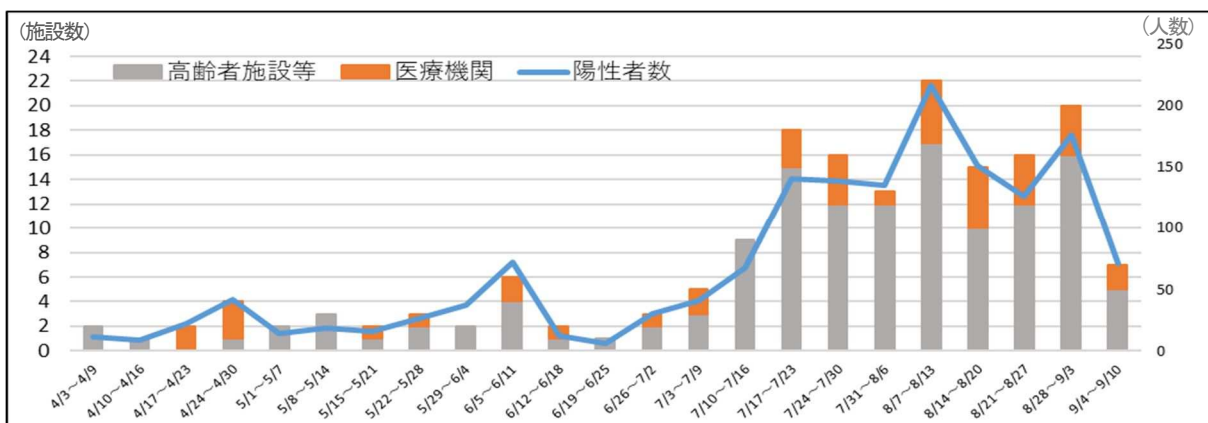


※定点医療機関の内訳：小児科定点19医療機関及び内科定点10医療機関

(3) 入院者数及び中等症Ⅱ以上患者数



(4) ハイリスク施設における集団感染の発生件数及び施設内新規陽性者数



2 県民への注意喚起

<流行情報 (地区別) >

第36週(9/4～9/10)は、県全体で前週から減少したが、中部・西部地区は、ほぼ横ばいであり、定点当たりの患者数が高い状態が続いており、「警戒レベル」が全県で継続している。

「基本的な感染対策の徹底、特に高齢者と接する場合は体調を整えること」、「医療機関や高齢者施設での面会時のルールの順守」などのメッセージを引き続き発出している。

現在の感染状況が、第8波と比較してどの程度のレベルかを地区ごとにお知らせするもの
 ●注意レベル： 定点当たり 10 人/週 (今後の感染拡大に注意が必要と考えられる段階)
 ●警戒レベル： 定点当たり 20 人/週 (感染者数の加速度的な増大のおそれがある段階)
 ※いずれも、定点当たり 10 人/週を下回れば解除

<新型コロナ警報 (全県) >

医療への負荷が懸念されるとして、8月1日から発令していた新型コロナ警報の「注意報」は、9月19日に解除した。

(発令目安である中等症Ⅱ以上の患者数が即応病床数の20%を下回り、各種モニタリング指標からも当面の再拡大等が懸念される状況ではないと判断)

3 10月以降の新型コロナ医療体制等

5月8日の新型コロナ感染症の5類移行後は、通常医療での対応に段階的に移行するため、まずは9月末までを区切りとして、各種支援を行いながら幅広い医療機関による外来・入院医療等を推進してきた。国からは、冬の感染拡大に対応しつつ、来年4月からの通常医療への完全移行に向けて、10月から来年3月までを引き続き移行期間とした重点的・集中的な支援等の考え方が示され、本県はこれを踏まえ円滑な移行に取り組む。

	国の方針・考え方	県の対応方針
コロナ病床の確保	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床によらない形で幅広い医療機関で入院を受け入れる体制を基本としつつ、一定の条件のもと、県の判断により病床を確保することを可能とする。 確保病床は、中等症Ⅱ以上の患者、特に配慮が必要な患者等に対象を重点化し、確保する場合は、原則、国が示す目安(感染状況に応じた段階・即応病床数)の範囲内とする。 	現在の本県の入院者数は減少傾向。10月以降、感染状況が落ち着いている期間は、病床確保の対象とならない。 ただし、10月中は経過措置が講じられるため、一定数の病床確保要請を行う予定。
検査の支援	<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査に係る支援を継続する。 	PCR検査等補助を継続する。
相談窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> 発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の自治体の相談窓口機能を継続する。 	新型コロナウイルス感染症相談・支援センターを継続する。
コロナ治療薬や入院医療費の患者自己負担分に対する公費支援	<ul style="list-style-type: none"> 患者の急激な負担増が生じないよう、他の疾病との公平性も考慮しつつ、見直しを行い、継続する。 <コロナ治療薬> 全額公費負担 ⇒ 一定の自己負担を求める(医療保険の自己負担割合の区分ごと) <入院医療費> 高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を見直し 	左記により決定される公費負担を実施する。